

ぼうさいこくたい 2026 in 鳥取
併催イベント・食パラダイス鳥取県エリア
出店者募集要項



鳥取県

1 趣 旨

第 11 回防災推進国民大会（通称：ぼうさいこくたい 2026 in 鳥取）では、県内外からの来場者・出展者の方々に地域の特産品及び鳥取県の食の魅力を発信する「食パラダイス鳥取県エリア」を設置します。

2 食パラダイス鳥取県エリアの概要

(1) 会場及び開催日時

会場	倉吉パークスクエアふれあい広場
日程	令和 8 年 10 月 17 日（土）10:30～16:00 令和 8 年 10 月 18 日（日）10:30～15:00
内容 (予定)	鳥取県の食の魅力を発信する以下の 2 コーナーを予定 ■鳥取グルメコーナー 麺類（牛骨ラーメン、焼きそば等） ごはん・パン類（丼もの、ご当地カレー、ご当地バーガー等） 県産肉又は魚介類を使用したグルメ その他県産食材を使用したグルメ など ■鳥取スイーツ 県産のフルーツ・野菜や乳製品等を使用したスイーツ、ソフトドリンクなど
ブース数 (予定)	50ブース程度（キッチンカーの場合は、車両1台を1ブースに換算） ※食パラダイス鳥取県エリアで開催する他の催事に要するブースとの調整により、ブース数は変動する可能性があります。

(2) 搬入・搬出（※現時点での予定のため、変更の可能性があります。）

搬 入	令和 8 年 10 月 16 日（金） 14:00 ～ 17:00 令和 8 年 10 月 17 日（土） 6:00 ～ 10:00 令和 8 年 10 月 18 日（日） 7:30 ～ 10:00
搬 出	令和 8 年 10 月 18 日（日） イベント終了後 ～ 18:00

※搬入、搬出等については、大会運営に支障のないよう、指定の時間内（出店者ごとに時間指定する予定）に行ってください。

3 募集内容

(1) 応募要件

以下のいずれにも該当すること。

- ① 食パラダイス鳥取県アンバサダー登録事業者（県内）であること（登録申請中の場合を含む）。
- ② 原則 2 日間を通じた出店が可能であり、かつ複数名でのブース運営など安定した接客ができること。
- ③ 県内に主たる店舗もしくは生産工場がある事業者等であること。キッチンカー出店の場合は当該キッチンカーが鳥取県内で営業可能な飲食店営業許可を有していること。
- ④ 販売品が以下のいずれにも適合すること。
 - ア 主に県産食材を使ったグルメであること。
（県産の材料が水や県産調味料のみの使用は除く。県産調味料がアピールポイントである場合でも、本出店においては別途県産食材を使用すること。）
 - イ 加熱処理した商品を販売すること。
（フルーツジュースなど加熱を前提としない商品を除く。）
 - ウ 酒類は販売しないこと。
- ⑤ 出店に伴う説明会等や県事務局のヒアリングに誠実に対応すること。
- ⑥ 出店にあたり「4 出店者の遵守事項」に同意すること。

(2) 応募方法・期限

別紙「応募書」に必要事項を記入の上、電子メールまたはFAXで送付してください。

【送付先】鳥取県併催イベント・食パラダイス鳥取県エリア事務局(県事務局)

(新日本海新聞社事業局内)

〒680-8688 鳥取市富安2丁目137番地

TEL : 0857-21-2885 (平日 9:30~17:00) FAX : 0857-21-2891

電子メール : jigy@nmn.co.jp

【応募期限】令和8年7月10日(金)17時必着

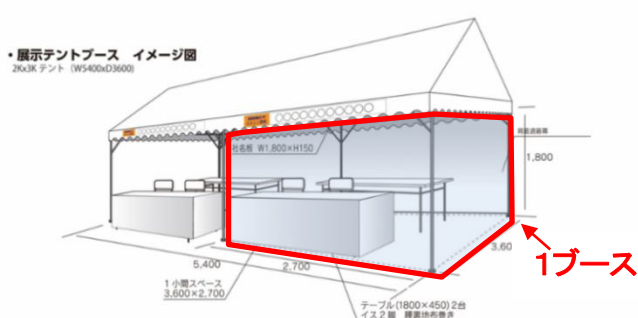
(3) 出店経費等

- ①出店料は無料です。
- ②照明器具、冷蔵庫等の電気設備の使用に伴う電気料金は、標準設備(1.5kW)内の場合は県事務局が負担します。標準設備を超える電気料金は出店者の負担となります。
- ③水道料金は県事務局が負担します。ただし、大量に使用する場合など、出店者の負担とすることがあります。
- ④ガス設備は、出店者で手配してください。届出関係は「5 販売許可等」をご確認ください。
- ⑤出店に要する旅費、宿泊費、ガソリン代、人件費のほか、ブースに既設のもの以外の備品リース料等は出店者の負担となります。

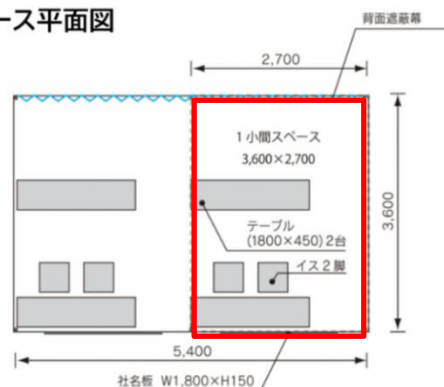
(4) ブースの仕様等 (※現時点での予定のため、変更の可能性があります。)

規 模	【屋外テント】 1店舗あたり、テント半分(縦3.6m×横2.7m)のスペース 【キッチンカー】 車両1台分
備 品 等	【屋外テント】 長机2台、パイプ椅子2脚、社名板1、横幕(三方)、 ビニールクロス、ビニールシート 【キッチンカー】 特になし
電源設備	【屋外テント】 100V、1.5kW(コンセント2口) ※テント1張(2ブース)を利用する場合も同じ 【キッチンカー】 特になし
給排水設備等	水道、給排水設備を仮設します(会場内に共同排水所を設置)。
そ の 他	テント1張が必要な場合は、「2ブース」と応募してください。 ※調整の結果、御希望に沿えない場合があります。

■ブース(イメージ)



■ブース平面図



※実施時は、正面以外の3面は横幕で分けします。

(5) 今後の予定

- ①出店の決定については、令和8年7月下旬を目安に連絡します。
- ②募集枠を上回る応募があった場合は、出店内容、地域バランス等を踏まえ、調整します。
この過程で、希望するブース数の縮小や、商品の変更をお願いすることがあります。
- ③エリア内の出店場所は、出店内容等のバランスを考慮して決定します。
- ④令和8年9月に、出店者を対象とした説明会を実施予定です。

4 出店者の遵守事項

(1) 法令等の遵守事項

出店にあたり、以下の事項を遵守してください。

主催者が遵守していないと認めた場合は、出店の決定を取り消す可能性があります。

- ①食品販売等を行う出店者は、食品衛生関係法令上の規定を遵守するとともに、別途、倉吉保健所から指導事項があれば遵守すること。
- ②応募内容の虚偽、法令違反等の不適切な行為がないこと。
- ③暴力団排除のための誓約として、出店者及び従事者は、下記のいずれかに該当することが判明した場合は、出店の取消を受け入れるとともに、これにより生じた損害について責任を持って対応すること。
 - ア 出店者及び従事者は、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、社会運動等標ぼうゴロ（以下「暴力団等反社会的勢力」という。）等には該当せず、当該団体にも属さないこと。また、将来においても該当することがないこと。
 - イ 出店者及び従事者は、暴力団又は暴力団員を不当に利用したり、利益や便宜を供与する等維持運営に協力せず、また、社会的に非難されるべき関係も有していないこと。
 - ウ 出店者及び従事者は、自ら又は従事者若しくは第三者を利用して、次の各号に該当する行為は絶対にしないこと。
 - (ア) 暴力的要求行為又は法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (イ) 暴力行為、脅迫等各法令に違反する行為
 - (ウ) 暴力団等反社会的勢力に支配され、又は関与する店舗で稼働する行為
 - (エ) 暴力団等反社会的勢力が所有・管理する土地、建物、車両を利用する行為
 - (オ) 暴力団等反社会的勢力を利用し、財産上の利益、便宜を供与し又は受ける行為
 - (カ) 事前に申し出た従事者以外の者を従事させる行為
 - (キ) その他、注意事項に違反する行為

(2) その他遵守事項

- ① 管理責任：商品及び備品の管理は出店者の責任とし、火災、盗難、その他不可抗力による災害等に対しても、主催者は一切その責任を負わないこと。
- ② 損害賠償：出店者は、会場内の施設または第三者に損害を与えたときは、賠償の責任を負うこと。
- ③ 原状回復：出店者は出店期間終了後、原状回復を行うこと。

5 販売許可等

(1) 「営業類似行為開設届」関係

倉吉保健所へ営業類似行為開設届の提出が必要です。

- ①手続は県事務局がヒアリングシートに基づいて一括して行います。その後、品目ごとに倉吉保健所の確認と衛生指導を受けていただきます。
- ②上記①の手続きに必要な内容のヒアリングシートについては後日お知らせします。

(2) 「露店等の開設届出書」関係

- ①ガスコンロ、発電機などの火気器具等を使用する場合は、所管の倉吉消防署へ火災予防条例に定められた届出及び出店者ごとに業務用消火器（水バケツ、エアゾール式簡易消火器具、住宅用消火器は不可）の設置が義務づけられています。
- ②届出は県事務局が倉吉消防署に一括して行います。手続きに必要な届出内容のヒアリングシートについては後日お知らせします。

6 食パラダイス鳥取県エリア 計画図



※レイアウトは変更になる可能性があります。

7 今後のスケジュール

- | | |
|-------------|------------|
| 令和8年7月10日まで | 出店者募集 |
| 令和8年7月下旬目安 | 出店者の決定 |
| 令和8年8月上旬まで | 出店内容のヒアリング |
| 令和8年9月 | 出店者説明会 |

8 問合せ先

【問合せ先】鳥取県併催イベント・食パラダイス鳥取県エリア事務局(県事務局)

(新日本海新聞社事業局内)

〒680-8688 鳥取市富安2丁目137番地

TEL : 0857-21-2885 (平日 9:30~17:00) FAX : 0857-21-2891

電子メール : jigy@nnn.co.jp